

鳥取県教育委員会告示第23号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択をしたので、告示する。

平成24年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

風俗慣習の部

名称	所在の場所
花籠祭	鳥取市、智頭町及び八頭町